

令和6年度メムロスキー場の運営について

1 メムロスキー場の考え方

メムロスキー場は、社会体育施設に類する機能として、子どもたちの教育の場、冬のスポーツの場として、令和6年度シーズンからの営業再開を目指す。（「新嵐山スカイパークのあり方の骨格」による）

2 メムロスキー場の再開に向けた現状

令和6年5月にリフトの保守点検を行い、リフトの運行が可能であるとの見解が示されたところであるが、スキー場再開にあたり、以下の3及び4の課題があることから、課題解決に向けた手法を検討している。

3 メムロスキー場運営に係る課題(人的な課題)

スキー場の索道(リフト)の運行にあたっては、鉄道事業法及び施行規則に基づき、安全統括管理者及び索道技術管理者を選任する必要がある。本町においては、令和6年1月に索道運行許可の譲渡譲受(会社から町へ)を行い、安全統括管理者に副町長、索道技術管理者に会計年度任用職員を選任しているが、次の課題がある。(各管理者の要件は後段に記載。)

(1)安全統括管理者

庁内においては、要件を満たすのが副町長のみであり、将来を見据えたスキー場の安定的な運営の体制が整っていない。

(2)索道技術管理者

庁内においては、会計年度任用職員を選任しているが、現状は都市経営課で公共施設の維持管理のための採用であり、スキー場再開にあたっては、魅力創造課に索道の運行管理のための職員を採用する必要がある。

(3)今後の運行体制

北海道運輸局から各管理者は人事異動等により頻繁に変更となることは望ましいものではなく、将来に向け、安定的な運行体制を構築する必要があると助言をいただいております、これらの対応が必要になる。

4 メムロスキー場運営に係る課題(施設の課題)

(1) 宿舎(ロッジ)

冬期間の凍結による宿舎の水道配管の破損により、大規模な点検及び修繕が必要になっている。また、ボイラー施設(配管・機器)についても、破損の可能性及び長期間使用していないことによる機器の故障の可能性も指摘されており、大規模な点検及び修繕が必要になっている。ボイラーについては、運転する場合は、施設全館の暖房が稼働することになり、多額の経費(燃料代等)がかかるため、点検及び修繕と経費の面からも宿舎の利用は極めて困難な状況になっていることから、宿舎とは別にロッジ機能が必要になる。

(2) リフト

リフトの保守点検を行い、運行は可能であるとの見解は示されたが、運行にあたっては修繕が必要になる。

また、北海道運輸局に令和5年12月にメムロスキー場の休止届を提出した際に、再開届を提出する際には、今後どのようにリフト運行を行うのか、リフト点検結果に伴う中長期的な修繕計画等を作成する必要があると助言をいただいております、これらの対応が必要になる。

5 メムロスキー場運営に係る課題解決に向けた手法

上記3及び4の課題解決に向け、町では次のような手法を検討している。

(1) 人的な課題

令和6年度及び令和7年度は直営(一部委託)方式により運営し、令和8年度から指定管理者制度による運営に移行する。

また、索道技術管理者については、特殊性、専門性を考慮し、令和6年度及び令和7年度は任期付職員を募集・採用する。

今年度のスキー場再開に向け、北海道運輸局への提出書類(検査記録簿等)の作成やリフトの整備メンテナンス、安定的な運行体制構築に向けたスタッフの採用を早急に行う必要があるため、再開に向け、可能な限り早く準備を進める。

(2) 施設の課題

現在の宿舎の利用が困難な状況であるため、ロッジ機能については、他スキー場の手法を参考に、プレハブ等の簡易的な施設(リース)を検討する。トイレは一定の数が必要になるため、宿舎のトイレの活用を検討しており、宿舎の一部を改修して対応する。

(3) その他

スキー場再開に係る上記の課題解決に早期に着手し、北海道運輸局と再開に向けた協議を行う。これらの対応については、町において安定的な運行体制を構築し、施設の課題解決の方向性を示したうえで協議する必要がある旨、北海道運輸局から助言をいただいておりますことから、補正予算も含め迅速に対応する。

6 メムロスキー場再開に係る事業経費

リフト点検結果に基づく修繕費や安定的な運行体制構築に係る委託料、ロッジ機能に係る費用等を補正予算で提案予定。

7 安全統括管理者及び索道技術管理者の要件

(1)安全統括管理者

- ①職責:事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、索道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者。索道の運行及び索道施設の保守の内容を含む設備計画、投資計画、人員計画等の作成業務等の管理的業務を行う。
- ②資格要件:1 索道事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して3年(1シーズンを0.8年に換算)以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。(実質4シーズンの経験の必要がある)
2 当該索道事業者における輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する権限を有する者であること。

(2)索道技術管理者

- ①職責:索道の運行、索道施設の保守、係員(職員のうち、現場において索道施設の保守又は索道の運行に係る直接の作業を行う者、輸送の安全を確保するための輸送業務に携わる者をいう。)の教育訓練に関する事項
- ②資格要件:1 担当する索道と同じ種類及び方式(交走式、自動循環式、固定循環式又は滑走式の別をいう。以下同じ。)の索道の維持及び管理に関する技術上の業務(以下「維持管理業務」という。)の経験の期間が通算して三年以上(大学等を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。))にあっては、二年以上)である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。(安全統括管理者と同様に1シーズンを0.8年に換算のため実質4シーズンの経験の必要がある)
2 当該索道事業者における索道の運行、索道施設の保守その他技術上の業務を管理する権限を有する者であること。

8 その他(参考)

(1) 運営方式による安全統括管理者及び索道技術管理者の選任

メムロスキー場は、令和6年1月16日に運輸局から直営管理(赤枠)で許可を得ている。

	直営管理	受委託管理	指定管理委託
安全統括管理者	町職員から	町職員から	受託事業者から
索道技術管理者	町職員から	受託事業者から	受託事業者から

※安全統括管理者は兼任が可能であり、複数の指定管理委託を受託することが可能となっている。

(2) 直営管理している他自治体の事例

道内にはスキー場を直営管理している自治体が30あり、安全統括管理者及び索道技術管理者の選任は次のとおりとなっている。

	25自治体	5自治体
安全統括管理者	町長、副町長、教育長 管理職(部長職等)	町長、副町長、教育長 正職員
索道技術管理者	正職員 (係長職、主任職等)	会計年度任用職員